

役員および委員の報酬に関する規程

社会福祉法人 富士愛育会

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人富士愛育会（以下、法人という。）定款第8条及び第21条並びに評議員選任・解任委員会運営細則第6条に基づき、理事、監事及び評議員（以下、役員という。）と評議員選任・解任委員（以下、委員という。）の報酬の支給について、必要な事項を定めるものである。

(意義)

第2条 本規程における役員・委員報酬とは、本法人が役員・委員に対し、実態に即し、業務の対価として支給するものをいう。

(決定機関)

第3条 役員・委員の報酬は理事会で決定し、評議員会の承認を経て支給するものとする。

(報酬)

第4条 理事会、監事監査、評議員会、評議員選任・解任委員会等へ出席した場合に「お車代」として、1回につき3000円（所得税を含まない）を支給する。ただし、各年度の総額が30000円を超えない範囲とする。

2 各年度の法人独自の収入額を超えない範囲で、役員が辞任するときに「謝礼」として支給する。支給額は役員の在任期間及び就任した役職により次のとおりとする。

理事長経験者で在任期間が5年を超える場合	100000円（所得税を含まない）
理事・監事・評議員等で在任期間が5年を超える場合	30000円（所得税を含まない）
いずれも5年未満の場合	10000円（所得税を含まない）

(支給の方法)

第5条 報酬は理事会、監事監査、評議員会、評議員選任・解任委員会等の出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

(支給の形態)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に現金で支払うものとする。但し、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2. 報酬は法令の定めるところによる、控除すべき金額を控除して支給する。

（当法人職員との併給）

第7条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には、本規程に基づく報酬は支給しないものとする。

（協議事項）

第8条 本規程に定めのない事項については、理事会において協議し、理事長が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 前条にかかわらず、平成29年3月中に開催しなければならない評議員選任・解任委員会に出席した委員に対して支給する報酬については、この規程第4条第1項の例により「お車代」として行うものとする。
- 3 この規程は、令和4年1月15日に一部改訂する。